

Information Information

第5回裁判のご案内

◎5月31日(金) 14:00から 佐賀地方裁判所にて

午後12時30分に佐賀県弁護士会館に集合 駐車場が限られていますので、お近くの駐車場に停めるか、公共交通機関でお越しください。バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。模擬法廷・報告集会は県立美術館ホールで行います。意見陳述予定のアーサー・ピナードさんのミニトークも計画しています。ぜひご参加ください。

アーサー・ピナード (Arthur Binard)

1967年、米国ミシガン州生まれ。ニューヨーク州のコーネル大学で英米文学を学び、卒業と同時に来日、日本語での詩作を始める。詩集『釣り上げては』(思潮社)で中原中也賞、絵本『ここが家だーベン・シャーン』の第五福竜丸(集英社)で日本絵本賞を受賞。「さよなら原発ヒロシマの会」呼びかけ人・共同代表。



第6回裁判のご案内

◎9月20日(金) 14:00から(予定)

佐賀地方裁判所にて 集合場所、時間は第5回と同じです。

第7陣提訴のご案内

◎8月9日(金) 13:00 佐賀県弁護士会館に集合

第6陣までの原告数は6097名です。1万人原告をめざして第7陣提訴原告を募集中です。ぜひ、周りの方をお誘いください。(8月2日締切)

第4回裁判を傍聴して 参加者の感想 生まれて初めて法廷に入り、第4回裁判を傍聴しました。予想していたとは違い、裁判官も被告代理人弁護士も穏やかな口調でした。模擬裁判の方が迫力があって良かったかも?と思った位でした。前回、原告側の「裁判所は原告の意見をよく聞く必要がある」との訴えが、少しは聞き入れられたようで(川内訴訟は1回の陳述のみ)今回は原告側2名の意見陳述のみでした。陳述者の東京在住のジャーナリスト、三宅さんは原発をめぐる政官業の癒着体質(裁判官、検察官も天下り)が「安全神話」を生む不健全な構造であると、自身の体験や取材を通して訴えられました。また、若い一児のママの遠藤さんは、九電の予測は信じられないので被害範囲を自分たちで調べるため「風船プロジェクト」に取り組み、遠くは奈良県まで飛んで行ったそうです。被害に遭う市民の意見を大事にして欲しいと訴えられました。お二人の陳述は胸に迫るものがありました。

裁判終了後の報告集会で、弁護団代表の板井弁護士は「従来型では無理である、裁判に勝つためには:☆みんなが手をつなぐ☆みんなが認識を持つ☆みんなが決め、国を相手にものの考え方を変えよう!」と言われました。原発なくそう訴訟の取り組みが飛び火し、大きくなっていけば、必ず原発はなくなると感じました。福岡や佐賀のように集団で傍聴に来れるよう取り組みを強めなければ:☆と思いました。

【前川恵子(長崎県佐世保市)】

支える会のご案内

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をいただきますようお願いいたします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。余裕のある方は、年会費1万円の会員になっていただきますと助かります。申込み書は弁護団のホームページからダウンロードできます。★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもご覧になれます。また、弁護団の弁護士が所属するお近くの事務所でもみる事ができます。★郵送料節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

2013年分の会費納入受付中! 昨年、ご入会いただいたみなさんは今年の会費の納入をお願いいたします。

【年会費 送金先】 ●ゆうちょ銀行間の振込 口座記号番号 01760-6-90732 名義人 玄海原発訴訟を支える会 (ゲンカイゲンパツソショウヲササエルカイ) ●他銀行からの振込 店名 一七九店(179) 当座 口座番号0090732



「原発なくそう!九州玄海訴訟」NEWS Vol.4 2013. May



発行元/ 「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団 〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所気付付 Tel. 0952-25-3121 Fax. 0952-25-3123 メールアドレス no-genpatsu@bengoshi-honryu.com ホームページ http://no-genpatsu.main.jp

第四回口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

「原発なくそう!九州玄海訴訟」は、今回の第4回弁論に至り、原発被害について全面的に明らかにしました。今回は、原発の危険性は、半永久的・壊滅的被害を引き起こした福島原発事故だけではなく、日常的な運転においても放射線を出しており、しかも原発の操業を支えている核燃料サイクル自体が限界を抱えていると準備書面で明らかにしました。

そして、この裁判後、604人の方々が新たに原告に加わり、原告は6000人を超えることになりました。

そして、4月14日には第2回の風船プロジェクトが行われ、被害が全国に広がるという私たちの指摘の正しさをさらに裏付けています。

こうした中で、私たちは、『原発を廃炉にパート2』(花伝社)を公開しました。これは、私たちの訴えを全国民に分かってもらうためです。闘いは着実に広がっており、今年から福島での現地調査も始まろうとしています。



裁判のこれまでと今後がよくわかる! ブックレット好評発売中! 第1弾800円 第2弾1000円

東島弁護士の 第四回口頭弁論 ココがポイント!



- 1、原告側は、「我が国における原子力発電事業は国の深い関与なしには不可能であり、実質的には国営といってもよく、国は行政指導や事実行為などの非権力的行為で原子力発電事業を支配してきたこと」を主張しました(準備書面9)。開発コスト、行政コスト、自己賠償を含む発電コストが高いため、原子力発電は、国の積極的全面的関与なしには民間事業として成り立たないのです。これが国に操業差止を求める根拠となります。 2、原告の遠藤百合香さんが、風船プロジェクト第1弾の取組みを意見陳述しました。遠藤さんは、自分たちで事故が起こった場合の被害範囲を調べることの意義・重要性やその広範な発見範囲(最も遠いのは奈良県)、それを自治体などの要請につなげて広めていることを陳述しました。 3、ジャーナリストの原告三宅勝久さんは、原子カメラ及びその周辺の癒着構造のひとつとして、経産省等の省庁・大学教授から電力会社始め電力関連企業・原発メーカー間の天下りや、検察官や裁判官の原発関連企業への天下りの実例までを自分の調査の結果として陳述しました。

目次 CONTENTS

第四回口頭弁論を終えて.....1
ここがポイント.....1
意見陳述.....2
遠藤百合香/三宅 勝久
風船プロジェクト.....4
原告団交流ひろば.....6
原発の規制基準について.....7
参加者の感想.....8



第6陣提訴(4月12日)の様子。原告総数は6097名になりました。

めざせ!1万人☆あなたのご家族・友人、知人を原告に誘ってください。委任状と申込書はホームページ(http://ne-genpatsu.main.jp)からダウンロードできます。事務局にご連絡いただければ、郵送いたします。

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川 照 発行日/2013年5月20日

事務局/佐賀中央法律事務所 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3F Tel.0952-25-3121 Fax.0952-25-3123

\*今後の連絡不用の方は お申し出下さい。

# 意見陳述書

原告 遠藤百合香氏  
原告 三宅 勝久氏



裁判長の両隣には原告が着席、裁判を体験しました。

## □ 原告

### 遠藤百合香氏



#### 1 はじめに

私は、玄海原発から東に80キロに位置する福岡県大野城市に在住する一児の母です。玄海原発で事故が起こったときの避難範囲に、大野城市は入っていません。九州電力のシミュレーションでも、大野城市を含めた筑紫地区には事故の被害は及ばないとされています。しかし、福島第一原発事故の被害を見る限り、そのような見通しは信じられませんでした。自治体や、電力会社の被害予測が信用できない以上、私たちが自分たちで被害範囲を調べる必要があると思い、昨年12月8日、原告の仲間とともに、玄海原発から風船を飛ばして放射性物質の飛散範囲を調べる取り組みをしました。これが風船プロジェクトです。この日の様子はインターネットで配信され、日本だけでなく、外国に移住されている方々にも見てもらいました。

#### 2 風船が落下した結果

風船の飛んだ範囲は添付資料のとおりです。玄海原発のそばから飛ばした1000個の風船は、西風に乗って、2時間20分後に福岡市西区で、7時間後には徳島県で発見され、四国一帯、遠くは奈良県まで飛んでいきました。私の住んでいる福岡県大野城市の上空も通過しています。昨年11月、原子力規制委員会の放射性物質の拡散予測に九電のデータ入力ミスがあったことが報道されました。その後データは修正されましたが、この風船の落下した結果を見れば、正しく入力されたデータさえも全く信用できないと思います。

しかし、私にとって、この風船の落下した結果は意外ではありませんでした。福島第一原発事故の被害を見る限り、被害範囲がこのくらいに広がることは当たり前です。風船の落下した結果をツイッターで公開しましたが、多くのフォロワーが私と同じ感想を持っていました。みんな電力会社や自治体、国のいうことを信用していないのです。

#### 3 自治体や九電への申し入れ

多くの自治体は、被害範囲を狭く想定し避難範囲を決めています。住民の安全に責任を負っている自治体は、被害範囲の予測を、慎重の上にも慎重に行うべきです。放射性物質の拡散により被害を受けるのは私達住民なのです。

私達原告は、この風船の落下範囲の結果を持って、福岡県、福岡市、佐賀県、唐津市、九州電力にも申し入れに行きました。

私は、九電への申し入れの際、被曝によるガンや病気についてどう思われるのか質問してみました。対応された九電の方は、なんと、「放射性物質とガンや病気との因果関係は認められません」と回答したのです。自分達がいかに危険極まりないものを取り扱っているという認識が無いのか、あまりにも自覚の無い発言を聞き、このような意識を持つ九電に対する不信感には更に増し、憤りを感じました。私は、原発を再稼働する事は絶対に許してはいけなく、このような企業を放置する事すら許されたいと思いません。

私は今年1月、経産省で行われた九電の値上げ申請についての公聴会でも意見陳述を行い、風船の落下した結果を伝え、原発再稼働について慎重に考えるよう意見を述べました。しかし、国や九電は互いの責任を擦り付け合うような回答しかせず、私は、九電や国は市民の命や健康よりも別の何かを優先させている、私たちの存在を軽んじていると受け止めました。

#### 4 最後に

原発の問題を考えるには、専門的・科学的な知見が必要ですから、専門家の方々が中心に検討するのは当然かもしれません。しかし、事故の被害に遭うのは私たち市民です。原発の問題を考えるときに、私たち市民の意見が置き去りにされていないはずがありません。

それなのに、一部の専門家だけで被害範囲を決めてしまうようなことが堂々とまかり通っています。それも「原子カマラ」といわれる原発推進の人たちによってです。

私は、そんな事態に少しでも抵抗し、私の子どもの命や健康は私が守ろうと、風船飛ばしのような市民運動やツイ

ターを通じた情報提供に取り組んでいます。私が配信する情報には常に反応があり、私達に共感してくれる人達は日々増え続けています。

裁判所をお願いします。この裁判を、一部の専門家の専門的意見を聞くだけの場にはしないで下さい。繰り返しますが、被害に遭うのは私たち市民です。私たち市民は安全で安心した暮らしを送りたいのです。玄海原発の稼働の是非が問題となっているこの裁判において、被害を受ける市民が玄海原発の稼働に対する不安や危機感を抱いていることに、そして原発の稼働に十分な納得をしているのかについて、裁判所は強い関心を払うべきだと思います。以上で、私の意見陳述を終わります。

## □ 原告

### 三宅 勝久氏



東京在住のフリージャーナリストの三宅勝久です。経歴は、大阪外国語大学イスパニア語学科を卒業し、フリーカメラマンとして中南米やアフリカの紛争地取材した後、山陽新聞の記者となり、その後、フリージャーナリストとして今日に至っています。この間、多重債務問題や自衛隊内のいじめ自殺問題、原発をめぐる政官業の癒着問題などについて、取材や記事・著書の発表をしてきました。

1995年1月17日、私は、当時住んでいた大阪府箕面市の下宿で阪神淡路大震災を体験しました。未明の就寝中に襲った激しい揺れをいまでも覚えています。箕面市周辺では被害は小さく、幸い怪我もありませんでした。しかし、その後訪れた被災地で、建物という建物がつぶれ、倒れ、歪んでしまった光景を見て強い衝撃を受けました。この年の12月、福井県敦賀市の高速増殖炉「もんじゅ」でナトリウム漏れの重大事故が起きました。福井県は、現在稼働中の関西電力大飯原発をはじめ、15基もの原発が集中している場所です。もし阪神淡路大震災のとき、またはその後の原発事故で「もんじゅ」を含めた福井県の原発が制御不能になっていたら、若狭湾や北陸地方一帯はもちろん、京都や私のいた大阪も放射能で汚染されて、私も被ばくをしていたことでしょう。しかし、当時は恐ろしいながらも、いまほどの恐怖はありませんでした。新聞・テレビを通じて流される原発「安全神話」を信じていたからです。

フリージャーナリストとして東京に出てきたのは2002年ですが、この年に東京電力によるデータ改ざん事件が発覚しました。当時の私はサラ金やヤミ金による被害を取材していました。2003年にサラ金の武富士から、「週刊金曜日」に掲載した批判記事をめぐって、名誉毀損だとして1億1000万円を請求する訴訟を起こされ、しばらくの間その対応に追われましたが、裁判は私の完全勝訴で終わりました。

裁判が決着した後は、自衛隊員のいじめや自殺が多発している問題を追いかけてきました。そのさなかの2007年に新潟中越地震が発生し、東電柏崎刈羽原発が危機的な状況に陥りました。しかし、「安全神話」をまだどこかで信じていたために、あえて取材をすることはしませんでした。

2011年3月11日、東京で東日本大震災の激しい揺れを体感したとき、16年前の経験が恐怖とともに蘇りました。そして、続く福島第一原発の事故を目の当たりにして強い後悔を覚えました。今回の原発事故は16年前に想像できた事態ではなかったか、という後悔です。

私は2006年に起きたインドネシア・スマトラ島沖の大津波被害を取材したのですが、「もし日本で大津波が起きたら原発はどうなるのか」とは想像もしませんでした。惨事を防ぐために警鐘を鳴らすことができたはずでした。新聞テレビ報道を鵜呑みにして原発の「安全神話」にとらわれてしまった愚かさを恥ずかしく思いました。

阪神淡路大震災やスマトラ沖大津波被害、今回の東日本大震災による福島原発事故を経験したいま、私は断言することができます。原発は到底人間の手に負えるものではありません。どんなに安全性を高める努力をしたところで過酷事故を防ぐことは絶対に出来ません。一日でも早く原発のない社会へと舵を切らねばこの国の未来はないと確信します。

原発はこの国の将来を左右する問題です。社会の構成員の一人としてなすべき責任があると考え、私は九州電力玄海原発をめぐる本件訴訟の原告に加わったのです。

福島第一原発の事故をきっかけに、私は原発をめぐる政官業の癒着問題について取材を開始しました。長年にわたり原発の危険性を隠ぺいして「安全神話」を作り上げた構造がそこにあると思ったからです。

取材の結果、原発を所有する電力会社に役員として天下った官僚や政治家、学者は、実に200人（2011年9月現在）を超えることがわかりました。詳しくは新人物往来社から出版した著書『日本を滅ぼす電力腐敗』で報告していますが、たとえば電力会社の所管官庁である経済産業省からは68人の官僚が各電力会社に天下っています。東京電力には元基礎産業局長の白川進氏が副社長に就任していました。関西電力常務は元流通審議官の迎陽一氏、四国電力の常務は元原子力安全保安院首席統括安全審査官の中村進氏です。九州電力には元通産省大官房審議官の横江信義氏が常務取締役に天下っています。多大な国家予算を使って原発の増設を推進してきた官僚だけでなく、原発の運転や安全性について規制する官僚までもが電力会社に天下り、年間何千万円もの報酬を得ていることに大きな驚きを覚えました。

さらに驚いたのは、電力会社や原発産業に天下ったなかには裁判官や検察官がいたことです。北海道電力には野崎幸雄・元名古屋高裁長官が天下っていました。北陸電力志賀原発1号炉運転差止め訴訟の棄却判決が名古屋地裁

金沢支部であった当時の名古屋高裁長官です。また、北海道電力泊原発をめぐる訴訟で札幌地裁が請求棄却判決を言い渡したのは1999年2月ですが、これは野崎元長官が北海道電力に就職した8ヶ月後のことでした。関西電力には土肥孝治元検事総長がいます。

最高裁判事も原発メーカーに天下っています。1992年10月29日、最高裁第一小法廷は、伊方原発1号炉と福島第二原発1号炉の設置許可取消しを求めた2つの訴訟において、それぞれ原発の建設・稼働を容認する判決を言い渡しました。審理の最中にスリーマイル島事故とチェルノブイリ事故が起きていたのですが、「安全」だとお墨付きを与えました。そのときの最高裁判事だった味村治氏は、退官後の1998年6月、東芝の社外監査役に就きます。東芝はGE社と提携する原発メーカーで、味村氏自身が裁いた福島第二原発1号炉にも「1100MWe 発電機一式」を納入しています。東芝は私の取材に対して、「法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に関する適切な監査を行っていただくことができるため」と説明していますが、誤解を招いても仕方のない再就職ではないでしょうか。

このほかにも、現職の県議会議員や外務省など他省庁の官僚、東京大学の総長など大学最高幹部も電力会社や原発メーカーに天下っています。私が騙された原発の「安全神話」はこうした不健全な構造から生み出されていたのです。

福島第一原発の事故によっておびただしい原発被災者を出し、その解決の道すらはっきりと見えない状況にあるいまなお、「天下り」への反省は置き去りにされ、新たな「安全神話」づくりの作業が続いている。そう言わざるを得ません。象徴的な一例を挙げれば、東日本大震災から1年3か月後の2012年6月、元経済産業事務次官の望月晴文氏が原発メーカーの日立製作所顧問に天下りました。望月氏は日立出身の大島章宏経産大臣の下で原発輸出に積極的な政策を進めてきた人物です。

壊滅的な被害をもたらした福島第一原発の事故を経験した日本において、司法の役割がいまほど問われている時代はありません。1億1000万円という巨額の損害賠償の裁判を武富士から起こされたとき、私はジャーナリストとしての活動に不安を覚えました。しかし裁判所は、「言論の自由」を保障する正しい判決を言い渡してくれました。その判断が多重債務に苦しむ多くの人の命を救ったことは間違いありません。海上自衛隊・護衛艦「さわぎり」で起きた自殺をめぐる国家賠償請求訴訟では、福岡高裁が「いじめ」を認める遺族側勝訴の逆転判決を言い渡しました。防衛省は遺族に謝罪し、再発防止を約束するに至っています。

日本国憲法をいただく日本の裁判所の良識と良心を信じています。どうか当裁判所におかれましては、原発のない社会こそがこの国の圧倒的多数の国民の民意であることに目を向け、公正な判断をしてくださるようお願い申し上げます。

## 第2弾 佐賀・玄海から 風船プロジェクト



原発なくそう!九州玄海訴訟「風船プロジェクト(以下「風プロ」)第2弾を、4月14日に佐賀県玄海町にある玄海原子力発電所近くの外灘橋たもとの広場にて行いました。

昨年12月8日の第1弾では、18件の目撃情報が寄せられました。その結果を踏まえ、2月に福岡県と福岡市そして九州電力に、3月には佐賀県、唐津市に対して「要請書」を手渡しました。3月10日には四国・愛媛の「伊方原発を止める愛媛集会」に代表3名を派遣し、連帯のあいさつをするなど精力的に活動しました。

今回開催するにあたり、生分解まで3か月程度という「エコロヴィー風船」を採用しました。メッセージカードの素材も竹パルプ100%にするなど、第1弾以上に環境に配慮すべきと実行委員会の中で検討しました。また多くの団体に協賛して頂きました。

当日の天候は晴れ。時折10m/sを超える強風の中での開催となりました。

今回は「いとしまの会」の原汁に加え「中央区の会」のパンやスイーツ、「福岡の貝」の販売など、とても賑やかなマルシェが集会を盛り上げました。

13時から集会を開催。今回はアトラクションの要素を取り入れ「脱原発!大声コンテスト」を企画。15名の“大声自慢”が「原発いらない!」の想いを叫びました。その後高川正義佐賀大学名誉教授ら3名の方から連帯のあいさつをいただき、今回採用した風船の業者の方が風船について、実行委員が風向きについての説明を行いました。

(続く)



いとしまの会の出店

## 風船を飛ばそう!

【日時】4月14日(日)13時~  
【場所】佐賀県玄海町内



片山恭一さんも参加、ごあいさついただきました。

そして子どもたちのカウントダウンの合図で、14時に1,000個の風船が一斉に私たちの手を離れていきました。今回は第1弾を大きく上回る約250名が参加しました。福岡地区からはバス1台をチャーターし、ほぼ満席で会場に到着するなど関心の高まりが伺えました。

現在16件の目撃情報が寄せられています(5月8日現在)。さらに目撃情報が寄せられることを期待しています。

7月には「新安全基準」が策定され、各地の「原発再稼働」が目論まれています。

「脱原発・反原発」のマスコミの取り扱いも小さくなる中で、「風プロ」が「原発をなくそう!」で一歩を踏み出すみなさんの拠り所となるべく、そしてこの取り組みを通じて原告拡大につなげ「1万人原告」をめざしての取り組みにしていきたいと考えます。

最後に、ご協力頂きましたみなさまに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。引き続きご支持・ご支援を賜りますようお願い致します。

**第2弾協賛団体**  
ラブ・アンド・ピース、手作り製本機の「フナぶな考房」、山本社会保険労務士事務所1Bオフィス、株式会社さららいと「曹山の水」、山口内科クリニック、曹山の森有志の会、玄米食おひさま、救急診断士藤和事務所、清岡内科消化器科医院、憲法劇団ひまわり一座、新日本婦人の会佐賀県本部、新日本婦人の会福岡県本部、佐賀県医療生活協同組合、神野診療所、有限会社佐賀保健企画、虹の薬局、デイサービスやまもと、多久生協クリニック、福岡南法律事務所、弁護士法人奔流、熊本中央法律事務所、熊本さくら法律事務所、北九州第一法律事務所、ちくし法律事務所、大橋法律事務所、いとしま法律事務所、福岡第一法律事務所、びーすなう法律事務所、佐賀駅前法律事務所、不知火合同法律事務所、久留米第一法律事務所、佐賀中央法律事務所、筑豊合同法律事務所、原発なくそう!九州玄海訴訟原告の会:「しこぶむ会」、「いとしまの会」、「中央区の会」

**第3弾 7月28日(日) 川内訴訟団と同日、同時刻にとばします!**  
場所: 玄海町周辺 14時発射予定

風船プロジェクトHP <http://genkai-balloonpro.jimdo.com/>  
Facebook <http://genkai-balloonpro.jimdo.com/facebook/>

**実行委員大募集!** みなさんのご参加をお待ちしています。

### 【発見情報】(連絡受付順)

連絡日時	発見日時	連絡場所	原発からの距離(約)
①4/15 09:20	4/14 17:45	山口県光市 自宅の庭で	201km
②4/15 10:00	4/15 09:30	山口県柳井市柳井大屋 自宅の庭で	217km
③4/15 13:20	4/14 17:00	山口県熊毛郡田布施町波野 自宅の庭で	210km
④4/15 14:50	4/15 10:00	広島県江田島市江田島町江南	256km
⑤4/15 15:10	4/14 23:30	山口県岩国市周東町上久原 自宅の車庫で	215km
⑥4/15 21:14	4/15 10:00	香川県三豊市高瀬町比地中 自宅近くの田んぼ	365km
⑦4/16 13:20	4/15 夕方	徳島県名西郡石井町 石井小学校前	431km
⑧4/16 15:00	4/16 13:00	山口県柳井市日積 畑で拾った	221km
⑨4/18 9:20	4/18 8:10	香川県仲多度郡多度津町西海町今治造船丸島工場	370km
⑩4/19 11:58	4/17 16:30	山口県大島郡周防大島町 観音の墓の花にひっかかる	223km
⑪4/19 13:00	4/17 頃	山口県熊毛郡平生町 ウォーキング中、田んぼの中	212km
⑫4/22 9:50	4/20 8:00	山口県岩国市周東町祖生 椎茸を見に行つて、山中	220km
⑬4/24 18:15	不明	徳島県美馬郡つるぎ町一字 黒笠山	388km
⑭4/27 15:43	4/27 曇過ぎ	愛媛県松山市鴨月 鴨月島	266km
⑮5/8 12:30	5/4	徳島県三好市(旧東祖谷山村)の山中	366km
⑯5/8 16:00	5/8	山口県下松市笠戸嶋尾郷	193km



必ずしも「風船=全ての放射性物質」の飛び方ではありません。いかなる方向へも飛んでゆく可能性があります。



愛媛に行ってきました

福岡県へ要請

### 「第2弾オリジナル缶バッジ」



## 原告団交流

# ひろば

各地で原告の会が立ち上がり、多彩でユニークな取り組みが行われています。

福岡市中央区の原告団では「原発なくそう!中央区の会」を作り、講演会や映画会などを行っています。

中央区の会では、世話人・事務局体制をとっているのですが、30代、40代の事務局が中心となって活発に企画運営を行っていることが特徴です。また、世話人の方々が全国に情報を発信し、全国各地からの原告申し込みが多いのも特徴です。

中央区の会は無料で市の施設を利用できるので、中央市民センターで会議を行っています。そして、メールによるニュースを3日に一度程度の頻度で配信しています。

中央区の会の取り組みについてご紹介します。

(中央区の会世話人 後藤喜和)

## 【脱原発・再生可能エネルギー講演会】



脱原発・再生可能エネルギー講演会

福岡市中央区、南区、城南区、博多区の合同企画による講演会を3月2日(土)、高宮駅前アミカスにおいて開催しました。講師は九州大学名誉教授酒井嘉子先生です。酒井先生は中央区原告の会の世話人もなさっている方です。「脱原発、再生可能エネルギー推進へ向けてのドイツのエネルギー政策」と題した講演は立ち見の方が出るほど大盛況でした。

先生はドイツの環境都市フライブルク市を視察され、現地で撮影したスライドを多用しつつ、ドイツの新しい街づくりについて話されました。

ドイツでは政府が率先して再生可能エネルギーへの移行を進めているそうです。エネルギーの無駄使いを無くし、効率良く消費できるように街ごとすっかり作り替えてしまおうという発想は今の日本政府からはなかなか出てこないものだろうと感じました。

酒井先生が、路面電車(トラム)を整備し一切自動車を使わなくても通勤通学ができるフライブルク市の様子を話されると聴衆からは大きなうめきがあがりました。

この講演を聴いて、原発事故を起こしてしまった私達日本人こそ真摯な反省をもとにこれからの地球環境エネルギー問題や生活スタイルの見直しに取り組んでいかなければならないのにとの想いを強くしました。

関東から母子避難をしてきた立場からすれば、まず今の日本では福島第一原発事故の完全な収束に向けた国際的な協力が必要だと思っています。一企業にいつまでも

対応させていて良い事故ではありません。また、現在、放射線管理区域と同等に汚染された地域で人々が生活を余儀無くされています。食品中の放射性物質の安全とされる基準は原子力発電所内で発生する放射性廃棄物とほぼ同じです。これは本来許されることではありません。

チェルノブイリ事故で起こった被害の事実を受け入れ認め、そしてその上で各人がどう生きるか決めなければならないのだと思っています。

(中央区の会事務局 飯島さとみ)

## 【風船プロジェクト出店】

4月14日、風船プロジェクト第2弾に中央区の会として、パンやケーキを作って販売させて頂きました。売れ残ったりと心配していたのですが、結果は足りないぐらいでした。準備等大変ですが、楽しかったです。

私は後藤弁護士と小学校のPTA活動で知り合い、この訴訟の事を知りすぐに原告になりました。

私の実家は福島県いわき市です。原発から35キロの場所にありました。しかし、津波でもうありません。

震災がおきて、津波がきた事を知ってから、何度も何度も母親に電話をかけていた事を思い出します。安否が確認できた時は生きてて本当に良かった泣いていました。



ケーキ

パン 100円

その後、原発の爆発です。こんな深刻になるとも思わず、原発がこんなに危険なものとは知りませんでした。原発は止めなければなりません。

これからも出来る範囲でお手伝いできたらと思っています。九州の方々は熱いです。地域性の違いをすごく感じます。

九州の熱いおもいが福島にも届きますように。

(中央区の会事務局 軽部定子)

## 【フェイスブックを見て原告に 友だちにも広げています】

私は、フェイスブックを通じてこの取り組みを知り、興味を持ったことを契機に、「風船プロジェクト実行委員会」「原発なくそう!九州玄海訴訟 中央区の会」に、参加しました。

初めてフェイスブックで「風船プロジェクト」の事を見つけた時は、「パステルカラーの風船が青空を舞うなんて夢のよう、本当に綺麗だなー。」と感じ、「行けるなら行きたい」とすぐに素直に思いました。しばらくすると風船を飛ばした結果がフェイスブックに掲載され、「あっ。この取り組みは玄海原発で過酷事故が生じた場合について、市民の手による放射能拡散状況の実験をしていたのか?」と驚き、「この発想は凄いな!」と素直に感心しこの取り組みに興味を持つようになり、第2弾実行委員会に飛び入り参加しました。私のようにまだまだ知らない人の方が世間では大半なので、まずは身近な友人に「この事を話そう」とお話し、その後、その友人を誘い一緒に会議にも参加して原告になる事を決めました。

最近では、私のフェイスブックでも原発や福島などの情報をシェアする事が多くなったからかあまり会っていなかった友達からも原発の事を話題にしてくれるようになり、さらにその方もこの取り組みに賛同し、声をかけるとすぐに原告になってくれるという嬉しい事がありました。なるだけこの事を知らない方達にも声をかけてまずは、様々な事を教えて知らせる事を通じて、一人でも多くの市民の声としての原告を増やし、世論を政府を国民の力で変えていけるよう今後とも、共に頑張りたいと思います!(^o^)

(中央区の会事務局 岡村澄江)



実行委員会の様子

## 原発の規制基準について



原発なくそう!九州玄海訴訟  
原告団長 長谷川 照

4月10日、原子力規制委員会はフクシマの教訓を踏まえた原発の新規制基準(案)を公表しました。規制委員会によると、この新規制基準は、従来の「原発安全神話」を克服払拭するために設定された「安全目標」を原発規制の基本方針として、耐震・対津波機能、重大事故を起こさないために設計で担保すべき機能、重大事故に対処するために必要な機能を備えることを全ての原発に要求しています。

「安全目標」とは何でしょうか。原発の安全性のレベル(安全度)を事故の発生頻度の少なさによって数値化された安全度の目標値です。新規制基準は、フクシマのような重大事故は100万年に1回しか起らないことを目標にして設定されたといえます。しかし、目標を確率で表現する手法を安全度に適用することは適切でなく「安全神話」へ踏み出すこととなります。サイコロを振って1の目が出る確率は6分の1であるが、一回サイコロを振っただけで1の目が出ることもあるのが現実です。100万年に1回の発生頻度であろうと現実には明日にも事故が起こるかも知れません。フクシマは40年目に発生したではありませんか。

原発を推進する原子力規制委員会が国民に問うべきことは、フクシマの現実を踏まえて安全に原発を再稼働するために必要な総費用を提示して、その費用を電気料金あるいは税金として国民が負担することを納得するかどうかです。新規制基準を満たす対策に必要な費用と、万一に備え原子力損害の賠償に必要な費用としてフクシマの被害総額を合わせた総費用を提示することです。さらに高レベル放射性廃棄物の処理施設に関わる総費用の概算を提示することも国民の判断を仰ぐうえで必要です。

この世の中に「絶対安全」を保障するものはありません。知と智を尽くして「安全対策」を練り安全度を高めることは出来るが「絶対安全」にはなりません。「絶対安全」と「安全対策」の差を些かでも縮めるものは万一の被害を保障する「賠償」と「国民の納得」です。賠償さえも考慮しない安全対策は「安全神話」を繰り返すこととなります。